

◎パートナーシップの宣誓をしなくても利用可能な行政サービス
 <施行日(4/1)前でも利用は可能です>

2024.2.15現在

No	制度・サービスの名称	概要利用方法等	問い合わせ先
1	介護用品支給事業	紙おむつ等の介護用品を支給します ※ 対象者本人以外にも家族(内縁の夫・妻も含む)による利用申請の代行での手続きは可能です	高齢福祉課 083-934-2792
2	在宅緩和ケア支援事業	在宅の末期がん患者に在宅生活に必要な福祉サービスを提供します ※ 対象者本人以外にも家族(内縁の夫・妻も含む)による利用申請の代行での手続きは可能です	
3	在宅復帰支援事業	介護保険施設入所中又は医療機関入院中である場合に、介護保険サービスを利用して外泊することにより、退所・退院後の日常生活における不安を軽減し、在宅復帰の促進及び支援をします ※ 対象者本人以外にも、指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センターによる利用申請代行での手続きは可能です	
4	配食見守り支援事業	高齢者の低栄養状態を改善するため、訪問により配食します ※ 地域包括支援センターの職員による確認等を行う必要があるため、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください	最寄りの地域包括支援センターへお問い合わせください https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/korei/4741.html
5	日常生活用具給付(高齢者)	防火等の配慮が必要な高齢者へ火災警報器(設置義務か所への設置を除く)、自動消火器、電磁調理器を給付することで、日常生活の便宜を図ります ※ 地域包括支援センターの職員による確認等を行う必要があるため、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください	
6	緊急通報システム	慢性疾患等により日常生活上で注意が必要な高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるシステムです また、悩み事相談のサービスを受けることもできます ※ 地域包括支援センターの職員による確認等を行う必要があるため、まずはお近くの地域包括支援センターへご相談ください	
7	産前産後相談	妊娠・出産・子育てについてのご相談をうかがいます	子育て保健課 083-921-7085
8	死亡届	パートナーが次のいずれかに該当すれば届出できます 【根拠法令:戸籍法第87条】 ①同居の親族、②その他の同居者、③家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人、④同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者	市民課 083-934-2770
9	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請をすることができます	
10	身体障がい者等の軽自動車税(種別割)減免	同居している場合は同一世帯とみなし、障がいのあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について、要件を満たす場合は減免とすることができます	市民税課 083-934-2734
11	救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際、同乗することができます	消防本部 083-932-2604
12	救急隊が行う処置の同意	パートナーに対して救急隊が行う処置について説明を受け、同意することができます	
13	パートナーからのDVIについての相談	パートナーからのDVIに限らず様々な悩みごとについて相談ができます ①女性相談員による相談受付 火曜日～土曜日 10時～16時 (面接相談を希望される場合は事前に予約が必要です) ②男性相談員による電話相談 第2・第4金曜日 18時～20時	人権推進課 (男女共同参画推進室) 相談専用ダイヤル ①083-934-2743 ②083-934-2601
14	災害見舞金	災害により被災された際の見舞金の申請をパートナーの方が代理で手続きをすることができます	地域福祉課 083-934-2790

※ 随時更新します

◎パートナーシップ宣誓の受領証等の提示により利用可能な行政サービス

2024.2.15現在

No	制度・サービスの名称	概要利用方法等	問い合わせ先
1	市営住宅への入居	※詳細は後日掲載します	建築課 083-934-2843

※ 随時更新します